許　可　申　請　の　て　び　き

平成 30 年 9 月 25 日

羽曳野市都市開発部建築指導課

問い合わせ先・都市開発部建築指導課
（審査・検査担当）
直通電話　０７２－９４７－２５０１

【　目　　次　】

１．　建築物の許可申請をされる方へ …… １

２．　許可手続の流れ …… ２

３．　許可申請書の作成 …… ４

４．　公聴会の開催について …… ８

５．　建築審査会用資料の作成について …… １０

６．　許可を受けた内容に変更が生じた場合 …… １１

７．　（参考資料）事前協議書、ﾁｪｯｸﾘｽﾄ …… １２

１．建築物の許可申請をされる方へ

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）における許可制度は、法によって原則的に制限されている事項について、法に定める許可に関する特例規定に基づき、個別にその制限を解除する制度で、申請を受けて特定行政庁（羽曳野市）が行います。

許可行為は、その結果が及ぼす周辺環境への影響などが大きいことから、原則として特定行政庁単独での許可はできず、建築審査会の同意が必要となっています。さらに、法第 48 条の用途制限の解除については、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）が義務付けられています。また、法第 51 条では、建築審査会ではなく都市計画審議会の議を経ることとしています。

いずれの許可に際しても、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことが基本的な要件で、これらに関する事項等を許可の条件として付することができます。

許可申請をしようとする方は、その内容等について、あらかじめ特定行政庁へ事前協議書を提出し、担当者と協議のうえ手続きを進めて下さい。

許可申請に必要な様式や添付書類は、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）及び羽曳野市建築基準法施行細則（平成１６年３月２６日羽曳野市規則第７号）に定められていますが、この「許可申請のてびき」では、その他必要な事項を含めて詳しく解説しています。

なお、法第 43 条第２項第２号許可申請については、別途「建築基準法第４３条第２項第２号許可申請手続きのご案内」を参照し、担当者と協議のうえ手続きを進めて下さい。

【許可条項一覧】（本手引きの対象となる主な条項のみを抜粋しています）

条　文	項　　目	概　　要	建築審査会の同意	備考
法第 44 条 第１項 第２号、第４号	道路内の建築制限	道路内は原則建築不可。ただし、公衆便所、公共用歩廊等は特定行政庁の許可により建築可能。	要	※ 上空通路等については、別途上空通路連絡協議会等の開催が必要
法第 48 条 第１項～第 13 項	用途地域	用途地域に適合しない建築物について、特定行政庁の許可により建築可能。	要	公開による意見の聴取
法第５１条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	卸売市場等は原則都市計画での位置づけが必要。ただし、特定行政庁の許可により建築可能。	―	都市計画審議会への付議
法第５２条 第 10 項、第 14 項	容積率	大きな機械室をもつ建築物等の容積率の割り増し	要	
法第５３条 第５項	建蔽率	公園、広場等内の建築物に建蔽率を緩和	要	
法第５５条 第３項	第１種低層住居専用地域等における建築物の高さの限度	絶対高さ制限を緩和（10m又は 12m）	要	※
法第５６条の２ 第１項	日影による中高層の建築物の高さ制限	日影規制の緩和	要	※
法第５９条の２ 第１項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	総合設計制度：公開された空地を敷地内に確保することにより容積率の割り増し等を行う。	要	
法第８５条 第５項	仮設建築物に対する制限の緩和	仮設建築物等に対する制限の緩和	―	
法第８５条 第６項	仮設建築物に対する制限の緩和	仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例	要	
法第８６条 第３項、第４項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	一団地認定又は連担制度と総合設計制度を併用する場合、建築基準法の緩和を行う。	要	

※　法第 44 条第１項第２号、法第 55 条第３項、法第 56 条の２第１項については、一括同意基準を設けており、これに該当する場合は、建築審査会に対する許可後の報告のみになります。

2．許可手続の流れ

許可申請をしようとする方は、許可に係る事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため、その内容等について、あらかじめ特定行政庁へ事前協議書を提出し、担当者と協議のうえ手続きを進めて下さい。許可申請の手続きの流れは、概ねP3のフロー図に示すとおりです。

■許可申請にあたっての留意事項

① 事前協議について

羽曳野市事前協議制度実施要綱に基づき、あらかじめ事前協議が必要です。

事前協議には、許可条項、許可を求める理由及び計画概要等を整理して〔(参考）許認可等事前協議書（P12)〕を表紙に、許可申請と同等の図書等を添付のうえ、１部提出して下さい。

② 許可申請書の受付等について

事前協議に対する意見書を添付のうえ、許可申請書（正・副各１部）の受付を行います。

都市計画法の開発許可に係るものについては、都市計画法第32条による同意・協議が終了し、同法第32条による許可申請書の提出予定であることが条件となります。

ただし、許可日については、開発許可を受けた日以降となります。

また、都市計画法の第41条、第42条、第43条及び宅地造成等規制法の許可を必要とする場合についても、それらと同様となります。

□特定行政庁について（法第２条第35号）

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。よって、羽曳野市においては市長になります。

□公聴会について（法第48条第14項）

法第 48 条第１項から第 13 項のただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公聴による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うことが、法により定められております。（令第130条による場合を除く。）

また公聴会の開催３日前までに、その旨を公告することとされています。

□建築審査会について（法第78条～法第83条）

法により、いくつかの許可条文については、建築審査会の同意を得ることを求められています。

この同意にかかる特定行政庁からの諮問に応じるための機関として、羽曳野市には建築審査会が置かれております。

この建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命した委員で組織されております。

【許可申請手続きの流れ】

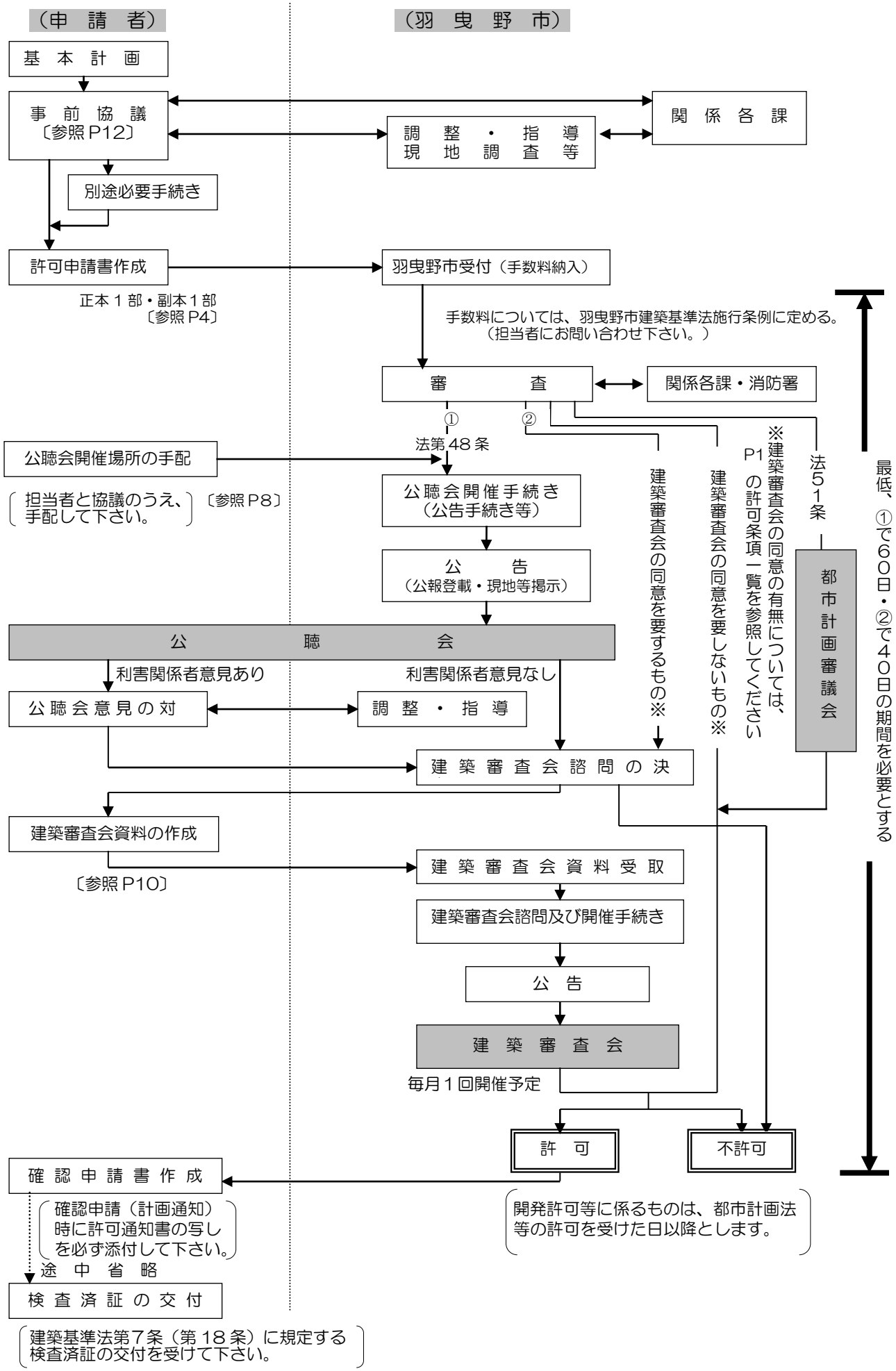
（申　請　者）
（羽　曳　野　市）
基　本　計　画
事　前　協　議
〔参照P12〕
調　整　・　指　導
現　地　調　査　等
関　係　各　課
別途必要手続き
許可申請書作成
羽曳野市受付（手数料納入）
正本１部・副本１部
〔参照P4〕
手数料については、羽曳野市建築基準法施行条例に定める。
（担当者にお問い合わせ下さい。）
審　　査
関係各課・消防署
①
②
法第48条
公聴会開催場所の手配
担当者と協議のうえ、手配して下さい。
〔参照P8〕
公聴会開催手続き
（公告手続き等）
公　　告
（公報登載・現地等掲示）
建築審査会の同意を要するもの※
建築審査会の同意を要しないもの※
※建築審査会の同意の有無については、P1の許可条項一覧を参照してください
法51条
都市計画審議会
最低、①で60日・②で40日の期間を必要とする
公　　聴　　会
利害関係者意見あり
利害関係者意見なし
公聴会意見の対
調　整　・　指　導
建築審査会諮問の決
建築審査会資料の作成
〔参照P10〕
建築審査会資料受取
建築審査会諮問及び開催手続き
公　告
建　築　審　査　会
毎月１回開催予定
許　可
不許可
確認申請書作成
確認申請（計画通知）時に許可通知書の写しを必ず添付して下さい。
途　中　省　略
検査済証の交付
建築基準法第７条（第18条）に規定する検査済証の交付を受けて下さい。
開発許可等に係るものは、都市計画法等の許可を受けた日以降とします。

3．許可申請書の作成

（1） 許可申請書の様式（建築基準法施行規則第 10 条の4）

- 様式第 43 号 － 法第 44 条第 1 項第 2 号、第4号、法第 48 条、法第 51 条、法第 52 条第 10 項、第 14 項、第 56 条の 2 第 1 項 など
- 様式第 44 号 － 法第 85 条第 3 項、第 5 項
- 様式第 47 号 － 法第 88 条第 2 項

（2） 添付資料

図 書 名	記 入 事 項
① 理由書 （A4版・様式自由）	許可を要する理由（緩和を必要とする条項等を含む）を建築主自ら具体的に記入し、押印 〔法第 85 条については緩和条文ﾁｪｯｸﾘｽﾄ（P13）を添付〕
② 付近見取図 〔用途地域図を兼ねる〕 縮尺：1／10,000 （申請敷地を中心に作成。A3版）	・申請敷地を「赤」で着色 ・申請敷地の中心（大規模な敷地については敷地境界線）より、半径1㎞の円を明示し、その内側を全て（他市にまたがる場合も）、用途地域別に指定された色により着色をし、凡例（P6）を表示（半径線及び「1㎞」の表示） ・鉄道路線名、主要道路名、最寄り駅名、公共建築物名称等目標となる地物を明確に表示 ・鉄道、主要道路等は、行先（至○○）を表示
③ 建物用途別現況図 〔敷地周辺見取図を兼ねる〕 縮尺：1／2,500 （申請敷地を中心に作成。A3版）	・申請敷地については、敷地境界線を「赤線」で、申請建築物については「赤」で着色 ・申請敷地の中心（大規模な敷地については敷地境界線）より、半径 300mの円を明示し、その内側を全て（他市に跨がる場合も）、建物用途別に指定された色により着色をし、凡例（P6）を表示（半径線及び「300m」の表示）（法第 85 条に係る許可の場合は、着色は不要） ・地図にない新しい建物についても、極力図示すること
④ 現況図 （現況配置図） 縮尺：1／ 50 ～ 1／300	・敷地境界線は、「赤線」で表示 ・敷地内建築物の用途（除去、残置がわかるように） ・敷地内駐車場等の土地利用 ・隣地の土地利用、近接建物 ・敷地に接する道路の種別、位置、名称、幅員
⑤ 配置図 縮尺：1／ 50 ～ 1／300	・縮尺、方位、建築物の位置寸法 ・敷地境界線は、「赤線」で表示 ・敷地内建築物の用途、構造、規模、駐車場等の土地利用 ・申請に係る建築物と他の建築物との別 ・敷地断面図を併記 ・隣地の土地利用、近接建物の用途、構造及び配置 ・敷地内土地利用の内、緑地部分を「緑」で着色し、緑地面積を表示すると共に、植栽計画（樹種、樹高、本数）を明示 ・敷地に接する道路の種別、位置、名称、幅員 ・排水計画（雨水「水」、汚水「茶」、雑排水「青」で着色し凡例を表示）を図示し、敷地外への放流先を記入 ・断面図の切断位置 ・浄化槽、油水分離槽等がある場合は、その位置及び処理能力等 ・都市計画施設、用途区域界等がある場合は表示すること
⑥ 各階平面図 縮尺：1／100 ～ 1／300	・間取、各室の用途、面積、主要部分の寸法、方位 ・工場にあっては、作業場面積、機械設置の位置、名称、原動機の出力、容量等、必要な事項 ・作業場部分については、「赤線」で表示 ・危険物の貯蔵等にあっては、危険物の名称、貯蔵又は処理の位置、数量等、必要な事項 ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、必要な範囲で既存建築物部分の間取り等

図　書　名	記　　入　　事　　項
⑦ 二面以上の立面図 縮尺：1／100 ～ 1／300	・開口部の位置及び壁、屋根、軒裏の構造、仕上げ、色彩 ・法第 55 条に係る許可の場合は地盤面及び高さ 10mラインを「赤線」で表示 ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、増築部分を「赤線」で表示
⑧ 主要断面図 縮尺：1／100 ～ 1／300	・建築物の地盤面からの高さ／床、天井及び軒の高さ ・軒及び庇の出／屋根、天井、外壁、内壁及び床の仕上材料 ・法第 55 条に係る許可の場合は地盤面及び高さ 10m ラインを「赤線」で表示 ・法第 56 条の２に係る許可の場合は、平均地盤面のラインを「赤線」で表示
⑨ 日影図 ※法第 55 条第３項及び第 56 条の２による規制を受ける場合に必要 縮尺：1／100 ～ 1／300	（申請敷地内の全建築物を対象として作成） ・敷地内における建築物の位置（敷地各辺寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法） ・建築物の各部分の平均地盤面からの高さ ・5m 測定線を「赤破線」、10m 測定線を「青破線」で図示（日影図についてのみ、敷地境界線は「黒太線」、みなし境界線は「黒破線」） ・午前８時から午後４時までの時刻別日影、等時間日影（5m規制に係る日影線は「赤線」、10m規制に係る日影線は「青線」）は、30 分毎に表示 ・測定線上の主要な点の日影時間を記入
	【法第 56 条の２の許可申請の場合は、以下を追加】（P7） ・増築に係る場合は、増築前の既存部分のみ、増築部分のみ、既存を含む増築後のそれぞれの日影図を追加 ・５m測定線を越える日影の範囲を「赤」、10m測定線を越える日影の範囲を「青」で着色し、その部分の面積を記入 ・10m 規制に係る等時間日影線の内側にある隣接建築物を「黄色」で着色し、用途、申請敷地との高低差を記入 ・平均地盤高さの算定に係る資料を添付
⑩ 工場危険物調書 （様式指定）	【敷地内において工場若しくは危険物の貯蔵等がある場合】 ・羽曳野市建築基準法施行細則第 12 条に基づく様式第１号による調書を添付
⑪ 現況写真	・２面以上（連続写真等、状況の良くわかるもの） ・カラー写真（デジタルカメラ可） ・撮影位置・撮影方向を矢印で示した現況図
⑫ その他	〔市長が、必要と認める図書を添付して頂くことがあります。〕 ・事前協議書及び事前協議に対する意見書 ・工程表（法第 85 条許可の場合） など

注）各図面には、必要に応じて「縮尺」「方位」を記入して下さい。
（ただし、⑦～⑨は「縮尺」のみでよい）
　は、建築審査会に必要な図面（Ｐ10）

〔用途地域の凡例〕

用　途　地　域	着　色
第１種低層住居専用地域	緑
第２種低層住居専用地域	薄　緑
第１種中高層住居専用地域	黄　緑
第２種中高層住居専用地域	薄黄緑
第１種住居地域	黄
第２種住居地域	薄　橙
準住居地域	橙
近隣商業地域	桃
準工業地域	紫
工業専用地域	青

〔日影時間規制値〕

	羽曳野市日影時間規制値		
	容積率	5ｍ	10m
第１種低層住居専用地域	100%	4H	2.5H
第２種低層住居専用地域	150%	5H	3H
第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域	200%	4H	2.5H
第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	200%	5H	3H
市街化調整区域のうち用途地域の指定のない区域 （平成９年４月１日施行）	全区域	4H	2.5H

注）5ｍ：　5m規制に係る規制時間
10m：10m規制に係る規制時間
H：　時間

〔建物用途の凡例〕

建　物　用　途	具　　体　　例	着　色
官・公署施設	裁判所、税務署、市役所、清掃事務所、警察署、消防署、郵便局電話局、電信中継所	茶
運輸・公共施設	駅舎、卸売市場、汚水処理場、ガスタンク、変電所、営業倉庫	こげ茶
文教・厚生施設	学校、図書館、公民館、社寺、保育所、体育館、博物館	緑
病院施設	病院、助産所、託児所、保健所、母子・老人ホーム	橙
興行施設	劇場、映画館、演芸場	黒
遊興施設	ﾊﾟﾁﾝｺ店、ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場	紫
商業サービス施設 宿泊施設　等	小売店舗、飲食店、百貨店、浴場、旅館	赤
業務施設	銀行、事務所	桃
住居施設　　＊	住宅、寄宿舎、共同住宅	黄
農・漁業施設	温室、漁業施設	黄緑
工場施設	工場、作業場	青
その他		水

＊　兼用住宅は［　　］内を黄色で塗り、輪郭を併用用途の色とする。

〔日影図の書き方〕

⑴ 敷地内全建築物の等時間日影図

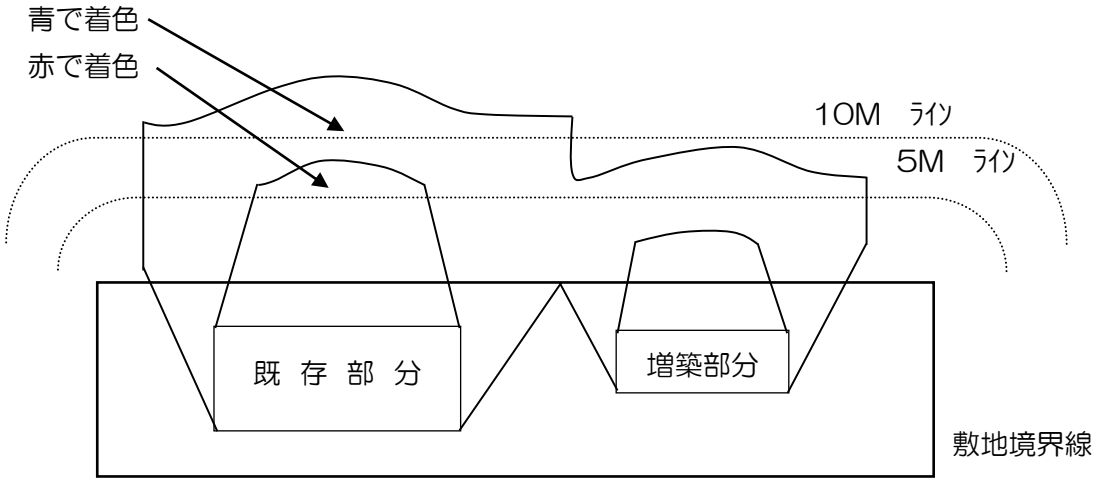

⑵ 増築部分の等時間日影図

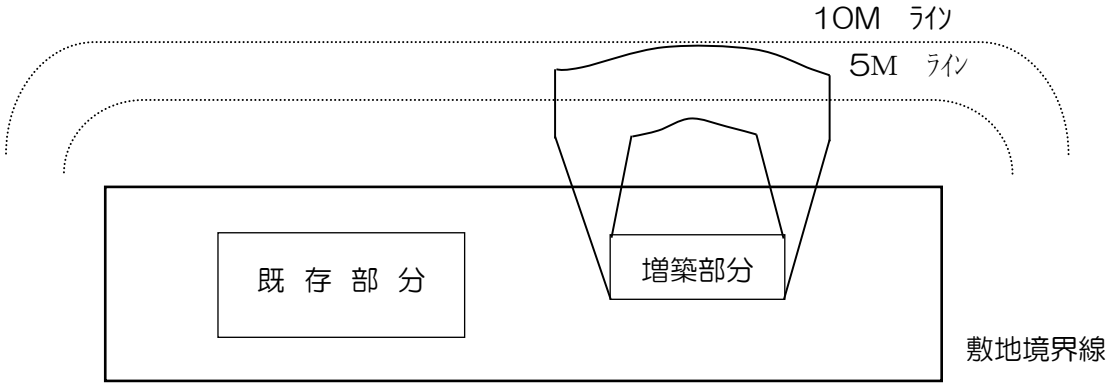

⑶ 既存部分の等時間日影図

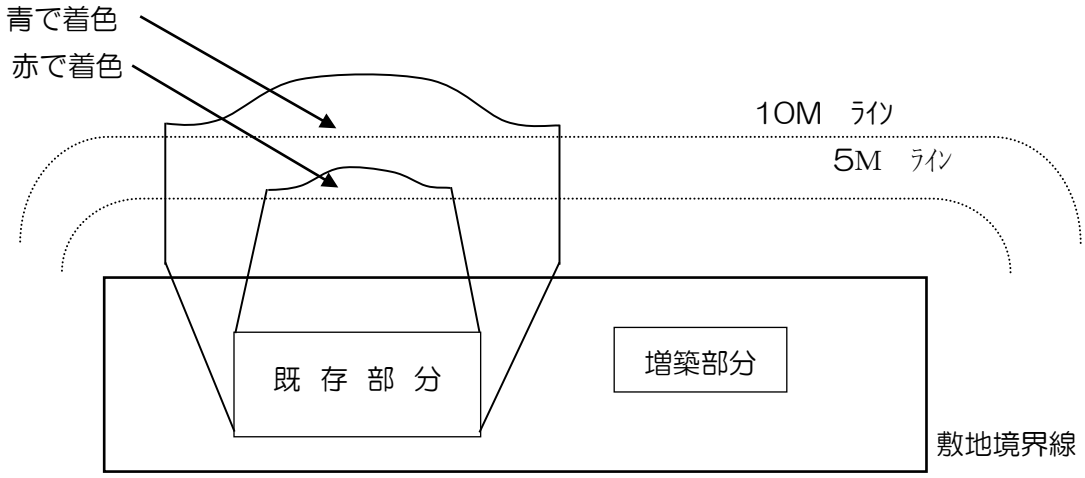

４．公聴会の開催について

⑴　公聴会の準備について

許可申請書の提出後、公聴会の公告手続き等、必要な事務を行いますので、速やかに担当者と協議のうえ、公聴会の準備を行って下さい。

⑵　公聴会の開催場所の確保

公聴会を開催するための会場を確保して下さい。（担当者と協議のうえ、手配して下さい。）
会場を確保した場合は、速やかに、その施設名及び所在地を担当者まで連絡して下さい。
なお、公聴会の場所については、以下の点に留意下さい。

① 位　　置 ― なるべく申請敷地に近い場所とし、遠くても申請敷地より半径 300m圏内に立地するものとして下さい。
② 施設の性格 ― 地区集会所等公共的施設として下さい。

⑶　公聴会の開催を示す公告ビラの掲示用立て札の設置等について

担当者の指定する期日までに、申請地内に、現地公告ビラの掲示用立て札（下記参照）を設置して下さい。

（ビラの掲示、撤去は、職員が行います。）

【立て札の仕様】

① 寸　　法 ― タテ 50cm×ヨコ 70cm 程度(ビラ寸法タテ 42cm×ヨコ 60cm　A2 版)
② 材料・構造 ― ベニヤ板程度の簡易なものでよいが、風雨等で倒壊、破損することのないよう配慮して下さい。
③ 位　　置 ― 前面道路等、敷地の外から見やすい場所とする。

＊⑵の公聴会の開催会場の玄関等に、広告用ビラ（Ｂ４版縦）を掲示しますので会場の管理者に、事前にその旨了解をとっておいて下さい。
現地公告ビラは、公聴会が終了するまで、撤去しないで下さい。

⑷　公聴会の実施について

① 公聴会は、通常下記⑸に示す次第で、市職員により議事を進めます。
② 公聴会には、必ず申請者本人若しくは本人の代理として出席することが適当と認められる者及び十分に計画概要等が説明できる設計者（担当者）が出席して下さい。
③ 公聴会に出席された消防組合及び利害関係人に対して、説明しやすいように説明用図書を見やすい位置に掲示したり、パワーポイントやプロジェクターを用いるなど必要な処置を開催時刻までに行って下さい。
④ また、開催時刻までに、右図の要領で机等を並べておいて下さい。

（公聴会当日の配席）

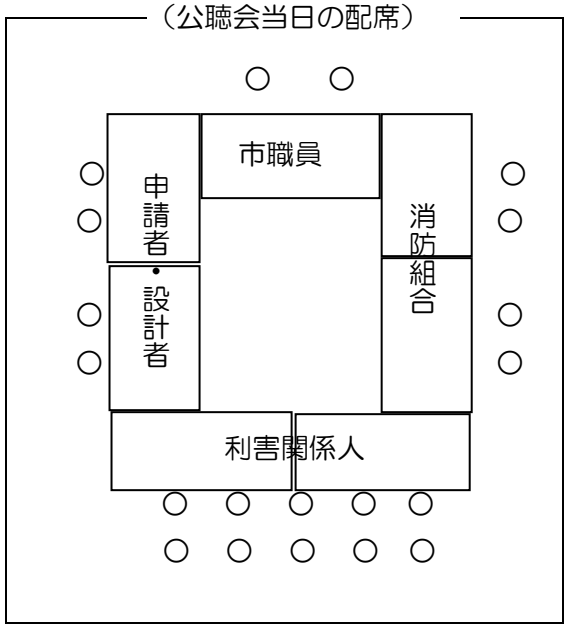

⑸　公聴会次第（概要）

① 市職員による公聴会の趣旨等の説明
② 公聴会出席者の自己紹介
③ 申請者による申請理由の説明
④ 設計者による計画概要等の説明
⑤ 利害関係人の意見聴取
⑥ 消防職員の意見聴取

⑹　その他の留意事項

公聴会の開催については、上記⑶に基づき、羽曳野市において必要な手続を行いますが、申請者においては、別途、その旨について、地元自治会長等を通じて情報提供を行う等、利害関係人に対して周知徹底を行って下さい。

5．建築審査会用資料の作成について

(1) 建築審査会用図面作成要領

① 提出要領

本作成要領により作成のうえ、１部を事前（公聴会開催のころ）に提出して下さい。
担当者と協議のうえ、必要な修正を行った後、15 部作成して下さい。
提出時期は、担当者と協議して下さい。（P3）

② 体　　裁

Ａ４版の左とじとし、表紙は不要です。

製本の方法 ― ①　各図面をＡ３サイズに縮小する
　　②　下図のように折りたたむ（Ａ４版）

③ 必要図書等

必要図書及び表示内容については、基本的には、「3. ⑵添付図書（P 4、P5)」〇数字うち、■の図書一式とするが、計画の内容により、追加の必要な項目もありますので、担当者と協議して下さい。

なお、「⑨日影図」については、法第５６条の２、法第５５条第３項の許可申請時に必要です。

また、以下に示す内容について各図面に追加、削除等必要な修正を行って下さい。

- 見出し（図面左上）の表示
- ページ数（図面右下）の表示〔ページ／全体の枚数〕
- （縮小後の）縮尺、寸法の表示
- 事務所名、工事名称等の削除
- 縮小し、文字が見にくい時は、不必要な文字は消去し、必要な文字は書き直す
- 図面毎に、必要に応じ凡例（図面右側）を表示
- 写真等については、P11⑵を参照

〔閉じた状態ーＡ４版〕

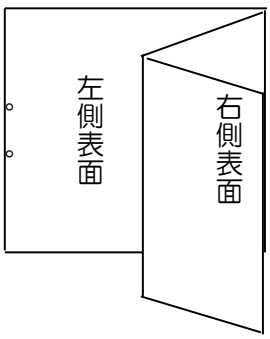

〔開いた状態ーＡ３版〕

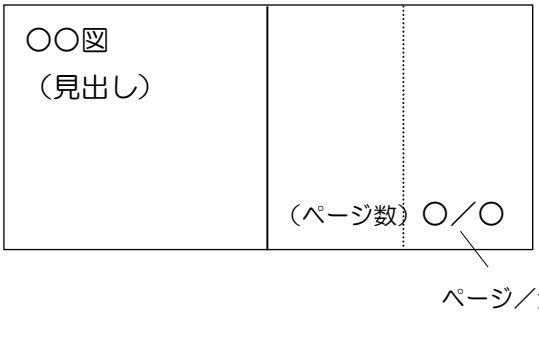

⑵　敷地及び敷地周辺の写真等の提出について

敷地及び敷地周辺の土地利用や計画の全容等を示す写真等を以下の内容に留意して資料に添付して下さい。

- 写真撮影の位置を示す撮影位置図を添付して下さい。
- 写真枚数については、敷地及び敷地周辺（四周）の建物状況等を示すのに必用な枚数。
- 写真及び撮影位置図は、Ａ３サイズ（横）の台紙に貼付して下さい。
- 敷地境界線に赤線を書き入れてください。
- カラーコピーでも結構です。

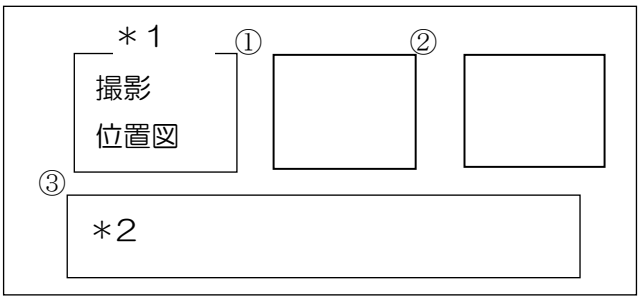

＊１　台紙が２枚以上になる場合は、撮影位置図は、各ページ毎に付けて、左側で閉じて下さい。

＊２　写真は極力、一枚で全体が判るように、貼り合わせ、台紙をはみ出すような場合は、写真を折って下さい。

６．許可を受けた内容に変更等が生じた場合

⑴当該敷地内では、許可を受けた内容と異なる建築行為等はできません。

許可を受けた内容とは、許可を受けた事項にかかわらず、当該許可の対象となった建築計画の内容そのもののことです。

建築基準法における許可とは、申請敷地全体の建築計画に対して許可を行うもので、許可の対象となった当該建築計画にない建築行為はできません。

⑵ 許可を受けた内容に変更があれば、改めて許可が必要です。

「許可を受けた後、その計画内容に変更が生じた場合」は、原則として許可の取り直しになります。

「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たに増築、用途変更等を行う場合」についても、法第６条に基づく確認申請の要否にかかわらず、原則として、新たに許可を受ける必要があります。

許可を受けた内容に変更等が生じた場合は、必ず市担当者にご相談下さい。

⑶ 検査済証の交付を受けて下さい。

上記⑵における許可の申請につきましては、変更前の交付済許可通知書（写）、法第６条第４項（法第６条の２第１項）に基づく確認済証（写）及び法第７条第５項（法第７条の２第５項）に基づく検査済証（写）を、必ず添付して下さい。

7．（参考資料）事前協議書

様式第２号（第３条関係）

許 認 可 等 事 前 協 議 書

・建築基準法第　　条第　　項
・建築基準法施行令第　　条第　　項　　の規定による（許可 認定・指定）
・大阪府建築基準法施行条例第　　条第　　項
・羽曳野市建築基準法施行条例第　　条第　　項
・その他（　　）

※受付番号	No.
※受付年月日	年　月　日
※担当者氏名	

申請者住所氏名		TEL 印					
代理人住所氏名		担当者名 印　TEL					
申請敷地の地名地番		羽曳野市					
建築物の敷地及び計画	建築の目的	・新築　・増築　・建替（従前用途　　）・用途変更					
	敷地の現況	・宅地　・その他（　　）			既存建築物	・有（　　年築）・無	
		用途地域			敷地面積		㎡
	予定建築物の用途・規模・構造等	用途			階数	地上　階・地下　階	
		建築面積	㎡	床面積	㎡	最高の高さ	m
		建ぺい率	%	容積率	%	軒の高さ	m
		耐火建築物	・耐火　・準耐火（　）・外壁、軒裏防火構造　・その他				
		構造	造一部				
計画周囲の状況	接続する道路(ｱ)	名称		法第42条区分	42－	現況幅員	m
		法第４３条の場合、敷地からの距離				約	m
	接続する道路(ｲ)	名称		法第42条区分	42－	現況幅員	m
		法第４３条の場合、敷地からの距離				約	m
	接する空地（ｱ）	・公共の用に供する道（　　）　・私道				現況幅員	m
	接する空地（ｲ）	・公共の用に供する道（　　）　・私道				現況幅員	m
	備考（高低差等）						
その他必要な事項							

※ 現場調査	年　月　日
※ 有効期間	返却年月日　（　　年　月　日）から６ヶ月 ・ １年
※ 備考	

※印部分は記入しないでください。

仮設建築物の緩和条文チェックリスト

【法第８５条第５項】

申請場所（　　）

申 請 者（　　）

法第８５条第５項の緩和条項	令第１４７条の緩和条項
□ 第１２条第１項 建築物定期報告 □ 第１２条第２項 建築物の点検 □ 第１２条第３項 昇降機、建築設備定期報告 □ 第１２条第４項 昇降機、建築設備の点検 □ 第２１条 大規模建築物主要構造部の木造不可 □ 第２２条 屋根不燃 □ 第２３条 木造建築物外壁延焼部不燃 □ 第２４条 木造特殊建築物外壁延焼部防火構造 □ 第２５条 大規模木造建築物外壁延焼部防火構造 □ 第２６条 防火壁設置 □ 第２７条 耐火、準耐火特殊建築物規制 □ 第３１条 便所の排水規制 □ 第３４条第２項 Ｈ＞３１ｍ建築物の非常用昇降機設置 □ 第３５条の２ 特殊建築物の内装制限 □ 第３５条の３ 無窓居室の主要構造制限 □ 第３７条 建築材料の品質 第３章　各条項 集団規定各条項 □ 法第４３条　接道義務 □ 法第４８条　用途地域 □ 法第（　　）条（　　） □ 法第（　　）条（　　）	□ 令第２２条 居室の床高さ、防湿方法 □ 令第２８条 便所の採光、換気 □ 令第２９条 くみ取り便所の構造 □ 令第３０条 特建・特定区域の便所の構造 □ 令第３７条 構造部材の耐久 □ 令第４６条 木造の構造耐力上必要な軸組等 □ 令第４９条 木造外壁内部等の防腐措置等 □ 令第６７条 鋼材接合 □ 令第７０条 ３≦Ｆ建築物の柱の防火被覆 □ 令第３章第８節　各条項 ６条１項１～３号物構造計算 □ 令第１１２条 耐火・準耐火建築物の防火区画 □ 令第１１４条 長屋・共同住宅の界壁構造 学校・病院等の間仕切構造 建築面積＞３００㎡木造小屋組 建築物隔壁構造 □ 令第５章の２各条項 特殊建築物の内装制限 □ 令第１２９条の２の４ 屋上から突出する水槽・煙突の構造 □ 令第１２９条の１３の２ 非常用昇降機の設置を要しない建築物 □ 令第１２９条の１３の３ 非常用昇降機の設置及び構造

※　理由書の後ろに添付して下さい